

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 9 日（金）第 370 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限（畜産課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第870号の2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年鹿児島県規則第83号）第8条第1項の規定により、次のとおり区域を定め、家畜及び物品の移動及び区域外への移出（以下「搬出」という。）を制限する。

なお、令和4年12月8日鹿児島県告示第857号の3（高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限）は、廃止する。

令和4年12月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 移動の制限

- (1) 移動を制限する区域
阿久根市及び出水市（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
- (2) 移動を制限する家畜の種類
鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (3) 移動を制限する物品
病原体を広げるおそれがある物品
- (4) 移動を制限する期間
令和4年12月9日から当分の間

2 搬出の制限

- (1) 搬出を制限する区域
阿久根市，出水市及び長島町（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
- (2) 搬出を制限する家畜の種類
鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (3) 搬出を制限する物品
病原体を広げるおそれがある物品
- (4) 搬出を制限する期間
令和4年12月9日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部畜産課及び北薩地域振興局農林水産部農政普及課に備え置いて縦覧に供する。）